

議案第 34 号

訴訟の和解について

次のとおり損害賠償請求事件について和解をするにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 12 日提出

交野市長 黒田 実

1 事件番号及び事件名

大阪地方裁判所平成 28 年（ワ）第 7770 号 損害賠償請求事件

2 当事者 原告

大阪府交野市私部 1 丁目 1 番 1 号

交野市 代表者 市長 黒田 実

被告

大阪府四條畷市中野本町 28 番 1 号

社会医療法人信愛会 代表者 理事長 吉川 将史

3 事件概要

本件訴訟の概要は、交野病院より産婦人科の開設を含めた総合病院としての移転、新築計画案が示され、本市としても、市民の安全・安心の観点から市の課題である医療行政の充実を図ることができると判断し、天野川清掃工場跡地を随意契約にて売却したが、産婦人科の開設には至らなかった。

産婦人科の開設は、随意契約の重要な条件であることから、土地売買契約書に基づき売買代金の 3 割に相当する 1 億 4,550 万円の違約金の請求を行い、調停を経ても産婦人科の開設及び違

約金支払いの協議も調わなかったため、違約金請求の訴訟の提起を行ったものである。

- 4 和解の内容
1. 被告は、原告に対し、本件解決金として、3,600万円の支払い義務があることを認める。
 2. 被告は、原告に対し、前項記載の金員を、平成29年7月末日限り、原告指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告の負担とする。
 3. 被告は、原告に対し、被告が設置・運営する交野病院に産婦人科を開設するべく、今後も継続的に努力することを約束する。なお、被告は、産婦人科開設に向けて努力する中で、その一部でも開設可能なものがあれば、段階的に開設することを考慮する。
 4. 原告は、その余の請求を放棄する。
 5. 原告と被告は、原告と被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
 6. 訴訟費用は各自の負担とする。